

令和元年度 第1回

丹波篠山市都市計画審議会議事録

と き 令和2年3月13日(金)

と ころ 丹波篠山市役所 議員協議会室

丹波篠山市都市計画審議会

## 令和元年度 第1回 丹波篠山市都市計画審議会議事録

令和2年3月13日、令和元年度 第1回丹波篠山市都市計画審議会が召集される。

### 1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 令和2年3月13日(金) 10時00分開会

(場所) 丹波篠山市役所 議員協議会室

### 2. 出席委員の氏名

岡絵理子委員	田中栄治委員	和田真理子委員	今井 進委員
田淵清彦委員	堀 成志委員	中西 陽委員	安井博幸委員
小島政行委員	吉田知代委員	上田浩嗣委員	徳永知一委員

### ○審議会開催のために出席した者の職氏名

丹波篠山市長 酒井隆明

まちづくり部長 酒井一弘

まちづくり部地域計画課長 田村隆章

まちづくり部地域計画課長補佐 河南芳郎

まちづくり部地域計画課都市政策係長 依藤智広

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 武元由美

まちづくり部地域計画課景観室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室係長 荒木敏文

### 3. 会 議

- 事務局 1. 開会（10時00分）、及び2. 委嘱状交付  
人事異動等により、新しく就任する委員の委嘱状を市長より交付する。
- 酒井市長 3. 市長あいさつ  
（酒井市長は他の公務のため退席）  
  
事務局より委員・出席職員の紹介、委員出欠状況、審議会成立の報告を行う。丹波篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上委員16名のうち12名の出席により成立。
- 会長 4. 会長あいさつ  
  
以降、丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。  
本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告を受ける。
5. 議事録署名人の指名  
丹波篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項の規定により、会長が議事録に署名押印する委員として今井進委員及び吉田知代委員を指名する。  
  
本審議会の審議事項等について、事務局より説明。
- 事務局 6. 丹波篠山市都市計画審議会の審議事項について説明（資料1）
- 議長(会長) 事務局から説明がありましたが、先程の内容につきまして委員の皆様のご意見・ご質問等を伺いたいと思います。  
（質疑なし）
- 議長(会長) 質疑が無いようですので、次に移りたいと思います。
- 事務局 7. 審議事項  
諮問第1号 篠山市景観計画の変更について説明（資料2）

議長(会長)	事務局から説明が終わりました。質疑はありませんか。
委員	農振農用地に指定されている所は、森の区域等農地を守る主旨に関係のない区域に含まれていないか確認をお願いします。
事務局	農振農業地については、農業区域として保全することになっていますので、農地を守る主旨に関係のない区域には含まれていません。
委員	油井地区里づくり計画中の建築形態等に関する事項で、セットバックの規定がありますが、セットバックした部分は将来的に市の道路として土地を無償提供して頂き市道を拡幅すると理解していいのですか。
事務局	里づくり協議会に確認をしましたが、地域の皆様方が利用できる公共の空間ということと考えられています。
委員	公共の空間ということは、道路の拡幅のためではないと理解しない方がいいということですか。
事務局	計画策定の際、公共の空間としての位置づけであり、「道路として必ず広げていく」というような意味で策定したわけではないと聞いています。
委員	市の名称が変更されているので、それを変えるということに異論はないのですが、それ以外の元々「篠山」となっていたところを「丹波篠山」に変更されている箇所、気になるのは歴史的なことが書いてある所は、「篠山地方」という言葉は使われていて、自然的風土を表すところは「丹波篠山」となっているところです。そこで、この「篠山地方」と「丹波篠山」という言葉をどう使い分けられているのかということで自然風土や地勢とかを表すのは「篠山地方」と言った方がいいのではというのが個人的な意見になります。市の名前は丹波篠山市になるということで、どちらがいいのか悩むのは、丹波篠山らしさという言葉が出てきたり、「丹波篠山の景観」という箇所が、篠山地方なのか丹波篠山らしさなのか厳密に使い分けすると難しいところです。行政の決められてる計画なので丹波篠山市としての景観を作り出そうとすることで、「丹波

篠山らしさ」とか「丹波篠山の景観」という言葉でいいと思いました。自然とか地勢を表す時に、行政の名称である丹波篠山を使うのか、篠山地方という言葉のどちら使うのかが気になりました。

事務局

市の担当でも議論がありましたが、丹波篠山市の区域が明確になって記述している場合は「丹波篠山」として、「篠山地方」は区域が歴史的な記述から取っており、明確でなかったのもそれはそのまま「篠山地方」という言葉で残しました。地形とか地理的な自然環境の部分につきましては、いろいろな文献が丹波篠山市のことで書かれた内容から引用していますので原則、「丹波篠山」という表現が適正であると考えています。

委員

使い分けは議論された上で説明できる内容で変更されているということであれば、了解しました。

議長(会長)

他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

様々のご質問、意見が出されましたが、諮問第1号「篠山市景観計画の変更について」は、原案について異議ないものと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、諮問第1号「篠山市景観計画の変更について」は、「原案のとおりで異議ない」旨で答申いたします。

なお、答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、篠山市景観計画の変更については原案のとおりで異議はない旨で答申します。なお答申書の作成は会長に一任させていただきたいと思います。

議長(会長)

続きまして、議案第1号について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号「市名変更に伴う伝統的建造物群保存地区(篠山・福住)及び下水道施設の市名表記の変更について」説明(資料3)。

議長(会長) 事務局からの説明が終わりました。ただ今より、本件の審議を進めます。  
ご意見・ご質問等お願いいたします。  
(質疑なし)  
それでは、これより議案第1号について、採決に入りたいと思います。  
委員の皆様にご審議いただきました、議案第1号「市名変更に伴う伝統的建造物群保存地区(篠山・福住)及び下水道施設の市名表記の変更について」は、原案のとおり、ご賛同いただく委員の皆様の挙手をお願いします。  
(出席者全員の挙手)  
ありがとうございました。  
出席者全員の挙手をいただきましたので議案第1号は可決いたしました。

8. 報告事項

議長(会長) 報告事項について、事務局より説明を求めます。

事務局 「丹波篠山市景観計画の変更(案)について」説明(資料4)。

委員 沿道の植栽ですが具体的な樹種は考えられているのですか。広葉樹か常緑樹のどちらかについても考えられていますか。

事務局 兵庫県の緑条例で、丹波地域で推奨する樹木のリストがあり、丹波篠山市も景観計画の指導する際には、そのリストを参考にして郷土種を用いるように指導をしています。用途、植栽場所によって具体的に樹種を示した方がいいので、相談があった場合は樹種を示しながら指導しています。

委員 新しく示された地図を見て、住吉台と弁天街道からインターにつながる道が同じ第4種地域で示されています。住吉台が住宅街の地域だとは分かりますが、インターから弁天街道の地域というのは、市の土地利用基本計画で新市街地形成区域となっています。そこでは「幹線道路としての利便性を生かして都市機能の集積を図る」という土地利用計画での定義がなされて、住宅街及び新市街地として開発を容認している地域なので、そこを一緒にしてるのは、私には理解できないのですが、そのあたりの説明をお願いします。

事務局

インターチェンジ周辺の沿道地区を第4種地域にしているのは、住吉台などの住宅地域は都市計画法による第一種低層住居専用地域と厳しい基準が適用され、住環境を守ろうとする地域となっています。屋外広告物の面積の規模を考える時に沿道幹線道路は第5種地域にしていますので、第4種地域より少し緩い基準になります。景観計画の沿道地区は景観形成区域として現況では第3種となり屋外広告物は景観計画のガイドラインで指導しています。規模的には第1種の住居専用地域等に適用する基準と同じくらいの面積規模の基準が適用され、総量規制等によって他の幹線道路より一段厳しい基準で、玄関口にふさわしい景観形成を図っていくことになっています。

委員

第6章の地区別計画で路端から100mが沿道区域と書かれています。道路法によると道路の両端から20mが沿道であるとの定義があったかと思いますが、拡大解釈して道路だからということで端から100mまでとしたのは、過去の反省を踏まえての事ですか。

事務局

兵庫県景観形成地区の沿道地区の距離指定が100mであり、沿道土地利用から考えても兵庫県の基準である100mを市景観計画に継承するのが望ましいためです。

委員

景観形成基準の中で高さ12mを市内全域に適用されていますが、新市街地形成区域として開発を誘導しようという所まで12mの高さ規制はおかしくないですか。以前に聞いた際に丹波の森として高さ12mの説明を受けたことがあります。丹波市では去年7月に丹波医療センターが7階建てでオープンしており、丹波市であれば7階建てが建築できますが丹波篠山市では12mであると3階建て程度までしか建築できないため、市内一律に12mは規制が厳しすぎるのではないかと思います。企業進出を誘導するところと伝統的な場所とのメリハリをつけたような景観形成をすべきではないですか。

事務局

平成23年に景観法に基づいて景観計画を定めましたが、パブリックコメント等必要な手続きを行い、一定の合意が得られたため運用しています。一時駅前でも高さ12mの基準を見直しをしたらどうかという意見がありましたが、地元と検討協議をさせていただき、地元から12m以下の基準を守ってほしいという意見が過半を占めましたので、今日まで市全域12m以下の基準で運用しています。今後、基準の見直しの声が高くなれば地元の方々や関係者と協議しながら将来のあり方を

検討していきたいと思います。

委員 外壁の色彩の事で確認しますが、企業は企業のイメージカラーを持っていると思いますが、それは使用できないということですか。

事務局 企業のイメージカラーは主に、看板として扱う部分があります。景観計画の基準は建物の基準でありますので、看板の部分は含みません。看板の部分かどうかの判断は屋外広告物の考え方になりますので、建物全体を背景色として企業のイメージカラーを部分的に使う場合は協議により判断していきたいと考えています。

委員 部分的でもある程度の面積であれば、企業色を出せるということですね。

事務局 アクセントカラーという扱いになりますので、ある程度は認めることになります。

委員 企業は目立つようにしたいと思う。何パーセントまでは可能と言う割合はないのですか。

事務局 何パーセントまでは認めるというような基準はありません。

委員 申請時の条件ではなく、会社や工場が存続する限り適用されるという事ですか。

事務局 景観計画の基準は、既存のものは適用されません。改築や新築される場合にこの基準が適用されます。ただし、屋外広告物の基準については2年ごとに更新手続きが必要になりますので、2年経てば新しい基準にあわせて頂く必要があります。現行の屋外広告物条例で許可基準を満たしている看板が、条例改正により基準を満たさなくなった場合は、5年程度の猶予期間中に新しい基準に合わせていただくことになります。

委員 必要な手続きにより植栽したにもかかわらず、緑地帯を無くし駐車場にしているとか、植樹をした後に木を伐採しても何も問題はないのか。

事務局 あってはならないことだとは思いますが、なかなか目が行き届いていないところ



もあります。そのようなことがないように自治会等と協力して植栽を確保するように指導していきたいと考えます。

委員 基準が誤っていることもある。農地が隣接している場合は高木を植えても野鳥が来ることによって農家にとっては公害になる場合があります。このことから業者は地元から言われれば伐採した事例も起きています。ただ見栄えがいいというだけで審議をするのではなく、後から問題にならない様に、その場所に応じた検討をしてほしいと思います。

委員 丹波篠山市屋外広告物規制区域の変更後の地図で第7種地域が増えているところの要因をお願いします。

事務局 変更後の第7種地域は市街地で緑条例のまちなみ区域になります。現行の屋外広告物の地域では第3種地域が非常に多く占めていますので、この部分を土地利用にふさわしい地域に変えますので、現在の市街地にあたる部分が第7種地域となります。

委員 景観計画の緑化指針で、「幹線道路の歩道からの見え方に配慮し、沿道並木としての連続性と、市民が集い語らうような賑わいづくりに寄与する緑化修景を行う。」とあります。「歩道からの見え方に配慮」や「市民が語らい」というのは国の指針があるのですか。あくまでも丹波篠山市で考えた文言なのですか。

事務局 国の指針はありません。沿道地区の道路沿いの敷地は余裕があると考え、事業者が緑化指針の内容を検討してもらいたいとの考えで方針付けています。沿道地区内での店舗建築の際に、この方針に基づき、指導しています。過去の案件で指導により、事業者が工夫いただいた事例がありますので、他の施設が立地する際に協力が得られると考えて指針にしています。

委員 田舎の場合、歩道は子供達が自転車通学等に使うという可能性があります。場所によっては低木の並木は管理不十分のため撤去してほしいとの要望や、実際撤去されることもあります。木が繁茂すると交通に支障をきたすので、伐採するのですが、景観計画の基準に緑化と安全性をどう整理されるのですか。

事務局           ご指摘の内容は基準に盛り込むことは非常に難しいですが、植栽の場所に応じて、下の枝ができるだけ繁茂せず、上に大きく枝を広げるような樹種を選択していただくように指導をしています。安全性にも配慮した緑豊かな環境を創出したいと考えています。

委員             市民の方から樹木のことで「安全性に問題があることで撤去してほしい」となれば撤去できるのですか。

事務局           道路植栽に関しては要望に応じて撤去される場合もあります。景観計画で指導しているのは、民間の敷地の中での緑化を基準化しています。撤去に関しては民間企業が判断されることにはなりますが、市に対して要望があった場合は、市からもその事業者の方に伝えて、工夫をしていただくこととなります。

委員             過去の案件で「指導したから良くなった」と言われたので、実際に見に行きましたが、指導された木が枯れているところがありました。企業としては進出する際の市の指導により条件を満たすため対応したけれども維持管理がされていません。市の担当として指導した内容を自慢げに説明されても意味が無いように思いました。「仏作って魂入れず」の諺のような規制をしても無意味だということを理解してほしいと思います。景観のための道路植栽ですが、自転車通学時の障害や看板が見にくくなったりします。丹波篠山の場合は、特に周りが山ですから借景という考え方で、無理に道路植栽を植えなくてもいいと思います。道路植栽のスペースを自転車のために振り分けるなどが市民のためであり、学生のためになるのではないかと思います。景観だけではなく全体のバランスを考えて欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長(会長)      基準に適合するように現場状況を判断しながら指導していただきたいと思いません。今日の意見に関しましては、景観に係ることだけではなく、多岐にわたりますので他の部署にも伝えて頂きたいと思いません。

委員             緑の多い丹波篠山に植栽はしなくてもいいと思います。道路植栽のスペースを観光客のための自転車道を充実するとか、四阿を建て休憩場所をつくるなどの活用を進めるべきだと思います。

議長(会長)

以上、本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。他に何かご質問はございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで打ち切らせて頂きます。

これをもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

まちづくり部長あいさつ

10. 閉会 (11時40分)